不法投棄防止対策設備管理運用規程

　（目的）

第１条　この規程は、　　　　　　会（以下、「本会」という。）が管理を行っているごみ集積場への不法なごみの投棄を防止するために設置する不法投棄防止対策設備（撮影機器及び記録機器並びに映像を撮影及び記録している旨並びに撮影者名を記載した標識をいう。）及びそれにより撮影し、記録した映像情報（以下単に「映像情報」という。）の管理に関し、基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

　（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(１)　カメラ等　ごみ集積場への不法投棄の防止を目的として常設する撮影機器及び記録機器並びに映像情報を閲覧するための表示機器をいう。

　(２)　記録媒体　記録機器に記録された映像情報を記録させるための媒体をいう。

　(３)　本人　映像から識別される特定の個人をいう。

　（管理責任者）

第３条　本会は、カメラ等の適正な運用を図るため、カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

２　管理責任者は、　　　　　　　とする。

　（管理責任者の責務）

第４条　管理責任者は、この規程の定めるところにより、カメラ等の適切な運用を図り、その設置目的を効率的に達成するよう努めなければならない。

２　管理責任者は、カメラ等によって撮影された映像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。管理責任者でなくなった後においても同様とする。

　（カメラ等の運用）

第５条　カメラ等は、次に定めるところにより運用しなければならない。

　(１)　撮影範囲を必要最小限とし、概ねその２分の１以上をごみ集積場が占めていること。

　(２)　撮影対象となったごみ集積場付近に、当該ごみ集積場の映像を撮影し、及び記録している旨並びにそれを行っている本会の名称を記載した標識を明確かつ適切な方法で掲示し、利用者等に周知を図ること。

　(３)　記録機器及び表示機器の設置場所に管理責任者以外の者がみだりに立ち入り、又は操作することがないようにするほか、映像情報の外部への漏えい等を防止するための所要の安全対策を講じること。

　(４)　管理責任者による映像情報の閲覧は、カメラ等の設置目的に照らし、必要な場合のみにとどめること。

　（映像情報及び記録媒体の管理）

第６条　映像情報及び記録媒体は、次に定めるところにより管理しなければならない。

　(１)　映像情報の加工及び不必要な複写を行わないこと。

　(２)　盗難及び散逸の防止に努めること。

　(３)　記録機器及び表示機器の設置場所以外の場所への持出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により、管理責任者が許可した場合は、この限りでない。

　(４)　記録機器での映像情報の保管期間は、　　日間とし、当該保管期間を経過した後は、上書き等の確実な方法により、速やかに映像を消去し、又は記録媒体の破砕等の処理を行うこと。ただし、法令等に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的とする書面による要請を受けた場合は、この限りでない。

　(５)　映像情報及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

　（映像情報の提供の制限）

第７条　映像情報は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供してはならない。

　(１)　本人の同意がある場合

　(２)　法令等に基づく場合

　(３)　捜査機関から犯罪捜査の目的で書面による要請を受けた場合

　(４)　個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

　（苦情処理）

第８条　管理責任者は、本人又は住民等からカメラ等の運用に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

　（紛争の解決）

第９条　カメラ等の取扱いに関する紛争については、本会において解決する。

２　前項の紛争が解決するまでの間、カメラ等の使用を停止する。

　　　附　則

　この規程は、　　　　年　　月　　日から施行する。